

社会福祉法人 北陽会 行動計画

(女性活躍推進法)

女性がその能力を発揮し、家庭と仕事が両立でき、男女ともに長く勤められる、職場環境を作るため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和6年3月31日までの2年間

2. 内 容

目標①

年次有給休暇の取得日数を一人あたり7日以上とする。

対策/ 令和4年4月～ 有給休暇の取得に向けた業務の見直しを実施する。

令和4年6月～ 目標を職員に周知する。

目標②

男女とも平均勤続年数9年以上とする。

対策/ 令和4年4月～ 育成、評価、昇進、性別役割分担及び職場環境などの調査、面談の実施

令和5年4月～ 男女別の将来の育成を目的とした研修の取り組みの実施

目標③

男女別の再雇用及び中途採用を積極的に採用する。

対策/ 令和4年4月～ 求人者に対して、積極的な広報を実施する。